

第八回国会 通商産業委員會議録 第五号

昭和二十五年七月二十一日(金曜日) 午後二時十五分開議

出席委員

- 委員長 小金 義照君
- 理事 阿左美廣治君 理事中村 幸八君
- 理事 河野 金昇君 理事 今澄 勇君
- 今泉 貞雄君 江田斗米吉君
- 小川 平二君 神田 博君
- 澁谷雄太郎君 高木吉之助君
- 田中 彰治君 永井 要造君
- 中村 純一君 福田 一君
- 南 好雄君 村上 勇君
- 河本 敏夫君 高橋清治郎君
- 田代 文久君 小平 忠君

出席國務大臣

- 通商産業大臣 横尾 龍君
- 出席政府委員 首藤 新八君

- 通商産業事務官 中村辰五郎君
- 通商鐵鋼局長 (通商鐵鋼局長) 中島 征帆君
- 通商産業事務局 (資源行政局長) 中島 征帆君
- 委員外の出席者 専門員 谷崎 明君
- 専門員 大石 主計君
- 専門員 越田 清七君

七月二十日

中小企業対策に関する請願(水谷長三郎君紹介)(第一号)
 横浜鐵維製品検査所川俣支所の本所昇格並びに小高支所設置促進の請願(大内一郎君紹介)(第二号)
 木材防腐加工処理の法制化に関する請願(木村公平君紹介)(第七九号)
 北海道特産品を取引所上場商品に指

定並びに小樽市に商品取引所設置の請願(吉米地英俊君紹介)(第八〇号)
 電気事業分析反対に関する請願外一件(佐々木三三君紹介)(第八一号)
 同(庄司一郎君紹介)(第八二号)
 復元又は新規の無登録織機設置許可に関する請願(大野伴陸君外三名紹介)(第一一三号)
 の審査を本委員会に付託された。

中小商工業振興対策強化に関する陳情書(仙台市宮城県議會議長桃沢敬之助)(第一号)
 信用保証制度の法制化等に関する陳情書(福島市福島県議會議長蓮沼龍輔)(第二号)
 横濱鐵維製品検査所川俣支所を本所に昇格等の陳情書(福島市福島県議會議長蓮沼龍輔)(第一三三号)
 福島県絹、人絹織物協同組合に対し商工中央金庫より資金貸付の陳情書(福島市福島県議會議長蓮沼龍輔)(第一四号)

信用保証制度の法制化の陳情書(岡山市岡山県商工団体連合会長伊原本伍朗)(第三二号)
 中小企業対策に関する陳情書(東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会長代理金刺不二太郎)(第三三号)

中小商工業者の救済に関する陳情書(大阪市大阪市議會議長田村敬太郎外四名)(第五五号)
 を本委員会に送付された。

本日開議に付した事件
 日本製鉄株式会社法廃止法案(内閣提出第三号)
 特別監査復旧臨時措置法の施行に関する件

○小金委員長 これより通商産業委員會を開会いたします。

○河野(金)委員 事務当局に事務的のことを一つ伺いして、それからと首藤政府次官にお伺いしたいことが一つあります。現在日鉄管下にある溶鉄の数と、そのうち現在使っている溶鉄の数の、つまり鋼材二百萬トンを目標にしておりますが、現在幾つ溶鉄が

あつて、幾つ使つてこの目的を達しているか。まずこれからお伺いしたいと思ひます。

○中村政府委員 富士製鉄の所屬の溶鉄は、広畑が二本、釜石が三本でございますが、この三本のうち一本はちよつと使ひものにならないので、二本とお考え願ひます。それから輪西が六本、それが所有溶鉄でございます。

そのうち動いておるのは、広畑が一本、釜石が一本、輪西が二本でございます。それから八幡製鉄が全部で九本でございます。そのうち五本動いております。

○河野(金)委員 朝鮮の動亂によつて、アメリカが準戦時態勢に入つたりすると、その影響は当然日本にも来ると思ふのでありますが、そういう影響を受けて、鋼材などの生産を高めない

ればならない場合の御用意は、どういふふうになつておりますか。この日鉄法を廃止して、こういふふうに分離しても、十分その目的を達することができると見通してありますか。

○中村政府委員 昭和二十五年の鉄鋼の生産目標は百九十三萬トンでございますが、そのうち大体二十五萬トンが日本鋼管になりますと、残りが約百七十萬トンになります。かりに今後の輸出状況あるいは国内の需要増加等を見込み、あるいはスクラップとの関連を考へまして、これをさらに引上げなければならぬという上な問題がございます。現在の百九十三萬トンは鉄鋼石あるいは良質のコークスを供給する、そういうことにあります。釜石を動かさないと、前掲で二百萬

程度の実績をあげ得る確信を持つております。従ひまして今後の需要増加に對します所要の鉄鋼を生産するために、さしあたりのところ釜石の溶鉄を第三・四半期のできるだけ早い機会に入れるという建前で、進みますならば、現在考えられる程度の需要には応ぜられると考へております。

○河野(金)委員 広畑の製鉄所は今賠償の対象になつておるのじやないでしやうか、違つておりますか。

○中村政府委員 日鉄関係の溶鉄に關します賠償は能力指定になつておりまして、その面から広畑も当然賠償指定に含まれております。賠償には指定されておりますが、これを稼働するた

めには指令部の了解をとりまして、許可を得ますればできる建前になつております。現在二基ございまして千トン溶鉄のうち、一基を三月二十八日に火入れたらして、今日統いて操業いたしてあります。

○河野(金)委員 これは首藤さんにお聞きしたいのでございますが、広畑が完全に賠償解除ということになつた上な場合に、広畑は一体今の富士につけておかれるつもりか、それともまた別の一つの会社をおつくりになるつもりでございますか。聞くところによりまして、吉田総理は外国資本とも別に会社をおつくりたいという上なことを漏らしておられるという上なことに

おられますけれども、一体解除になつた場合にどうされるのか、この点はつきりしておいていただきたいと思います。

○首藤政府委員 ただいま事務当局から御説明いたしました通り、現在のところは富士製鉄の中に含まれてしまつて操業いたしておるのであります。そこで将来賠償をどうするかということですが、これは一応賠償が解除になりました場合、そのときの情勢その他を考慮いたしまして、あらためて検討するといふ上な考へ方を持つておるのであります。できるならばわれわれといたしましては、現在の富士製鉄の姿のままを持つて行つたらいいのじやないかという上な考へ方をされております。総理がお説の上なお話をされた

そうでありまして、われわれは、その点は承知していいのであります。

○河野(金)委員 これは首藤さんにお聞きしたいのでございますが、広畑が完全に賠償解除ということになつた上な場合に、広畑は一体今の富士につけておかれるつもりか、それともまた別の一つの会社をおつくりになるつもりでございますか。聞くところによりまして、吉田総理は外国資本とも別に会社をおつくりたいという上なことを漏らしておられるという上なことに

おられますけれども、一体解除になつた場合にどうされるのか、この点はつきりしておいていただきたいと思います。

○首藤政府委員 ただいま事務当局から御説明いたしました通り、現在のところは富士製鉄の中に含まれてしまつて操業いたしておるのであります。そこで将来賠償をどうするかということですが、これは一応賠償が解除になりました場合、そのときの情勢その他を考慮いたしまして、あらためて検討するといふ上な考へ方を持つておるのであります。できるならばわれわれといたしましては、現在の富士製鉄の姿のままを持つて行つたらいいのじやないかという上な考へ方をされております。総理がお説の上なお話をされた

その点は承知していいのであります。

す。

○青野(金)委員 そすると政務次官の考えとしては、解除になつた場合には別会社をつくるというよりも、今の幣風のままでやつて行きたい、そういうふうになりたが、それでよろしゅうございませうか。

○首藤政府委員 その通りであります。

○小金委員長 これにて補充質問は終了しました。

引続き本案を議題といたしまして、討論に付します。小川平二君。

○小川(平)委員 自由党を代表して本案に賛成の意を表します。

本法案は集中排除法及び企業再建整備法によつて、日鉄が本年三月末日限り解散し、第二会社が発足するに至りました結果、日本製鉄株式会社は存続の意義を失うに至りましたため、その廃業を規定し、同時にこれに伴う経過的措置を講ずるとするものであります。その経過的措置の主たるものは、官営八幡製鉄所から引継いだ従業員の退職手当に關するもの、第二に第二会社に対して従来日鉄に対して適用せられておつたと同様な一般担保制度を適用しようとするもの、この二点であります。このうち退職手当に關する問題は二つありまして、第一の点は日鉄法によつて官営八幡製鉄所から引継いだ従業員が退職いたしました場合には、同社の在職期間を推算して退職手当を支給し、政府が負担すべき分は政府の持株に対する配当金から控除することとなつておりますが、途中で配当がなくなり、日鉄がかわつてこれを支払いましたために生じた損失約三百万円を、政府において補償せんとするもの

であります。

第二の点は、官営八幡製鉄所から日鉄へ、さらに日鉄解散によつて第二会社へ引継がれる従業員は、企業再建整備法によつて、官営八幡製鉄所時代の在職期間が推算されない。かつ第二会社へ引継がれる際、退職金の支給ができないことになつておりますために、日鉄法の廃止によつて失われるこれらの既得権に対する救済手段として、官営製鉄所在職期間に對する退職手当を、この際日鉄から支払わせ、この金額約四百万円を政府が補償しようとするものであります。また一般担保制度適用に關しましては、日鉄が社債を発行する場合に、一般担保制度が適用せられておつたのでありますが、第二会社にはこれが適用せられないため、合理化資金調達等のために社債を発行する必要がある。しかるにこれが手続には二年ないし二年半の長日月を要する。従つて財団が設定されるまでの間、これらの第二会社に対して一般担保制度を認め、同時に見返り資金及び復金貸付金についても同様の措置をとらんとするものであります。以上が本法案の主たる内容であります。

退職手当に關しましては、そもそ／＼日鉄会社創立の際に、将来無配当の場合を生ずることを予想して、これに對する措置をあらかじめ講じておくべきが当然ではなかつたかということも当然考えられるのでありまして、今回の法案においてこれに對する措置を具體的に規定しましたことは、きわめて至当のことであると存するのであります。一般担保制度の問題に關しましては、一方において資金が調達の強い要

請が存在する。他面刻下の金融事情のもとにおきましては増資が困難である、あるいは不可能であるために、資金の調達もつばら社債に仰がなくてはならない以上、これまたやむを得ない措置であると言わなければならぬと存するのであります。かような見地から見ますときに、本法案の規定するところの措置はいずれも必要やむを得ざるものであると考えられますので、この意味からしてこれに賛成の意を表するものでございませう。

この際関連いたしました一言いましておきたいことは、日鉄法施行令第一條の第二項に關する八幡製鉄所共済組合年金の増額の件でございます。本件については第七国会において国家公務員共済組合法の一部が改正され、国家公務員共済組合の年金受領者もまた六千三百円ベースに改正増額されることとなりました際に、衆参両院の大蔵委員会において熱心な論議が行われ、強い要望があつたのでございませう。当時政府はこれに對して至急研究の上善処すると答弁をいたしておるものであります。その後いまだに具体化を見るに至りませんことはまことに遺憾に存するのであります。日鉄が解散され日鉄法が廃棄せられ、八幡製鉄所から引継いだ従業員の退職手当等に關する問題がほとんどすべて解決を見ましたこの際、ひとり本件だけが依然未解決のまま放置されておりますことは、きわめて遺憾に存する次第でございます。しかしながら本委員会における中村幸八委員の質問並びにこれに對する通産、大蔵兩省当局の御答弁によりまして、近く政府においては、これ

ら従業員に對し、十分の理解と同情のある措置を講ずる意思を持つておられることが判明いたしましたので、一応これに信頼をいたしましたので、すみやかにこれを具体化せられるよう強い希望を付しまして、本法案に賛成いたすものであります。

○小金委員長 次は高橋清治郎君。

○高橋(清)委員 私は国民民主党を代表して右首題になつておりましてこの法案に對して賛意を表するものであります。

その理由といたしまして、すでに小川委員から申し述べられました通り、語弊の事情にかんがみ、この法案を廃止することは、やむを得ざるものとして、これに賛意を表するものであります。簡単ながらこれをもつて賛成の討論といたします。

○小金委員長 次は今澄勇君。

○今澄委員 本法案については、日本社会党は、元來製鉄事業等のごとき國家の基幹産業は、政府の強力なる助成と保護によつてこれを盛り立つべきものであるという基本的態度を持しておるものでございませうが、現下の過渡経済力集中排除法並びに企業再建整備法に伴う日鉄株式会社の運営、その他当面の諸情勢より、この法案に對しては強い条件を付して賛意を表する次第であります。われ／＼はこの法律案の意味するところは、法律案のみの問題ではなくて、少くとも今後の製鉄事業に對する政府の積極的な金融並びに技術援助、その他全般的な保護助成を希望するものであります。特に先ほど申し上げました八幡の共済組合等の問題につきましては、大蔵省主計局長の言もあつたが、ただちに法文化して、こ

れを次期国会に提出することを条件として賛意を表する次第でございます。

○小田委員 次は田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表いたします。本案に反對するものであります。その反對の理由は、單に条文上の問題ではなくして、日本の鉄鋼生産というものが、日本の全國民經濟の立場から、實際にわれ／＼が希望しておる方向から、そうされつつあるということが根本的な反對の理由でありまして、今までの委員会で質問いたしまして、それに対する政府側の答弁によりまして、それがはつきりいたしておるのであります。

すなわち繰返して申しますと、この鉄鋼産業の発展というものは、あくまでもこれは平和産業の発展という観点から第一。それから第二は、あくまでもこれは日本の自主經濟、これが根本でなくてはならない。外國の資本からリードされるという立場に立つ場合に對しては、日本の經濟を非常に危機に瀕せしむる。鉄鋼産業のごとき重要産業が、そういう事態になるといふことは、日本の立場から非常に危険であるといふことから、この二つの大きな柱といふものを徹頭徹尾堅持するの

が、鉄鋼政策の基本であるはずであります。しかも鉄鋼産業の発展過程から申しましても、これはある民間の財閥が長年の苦勞によつてこれを発展し育成したというふうなものではなくして、日本全國民の血税によりましてこれが保護育成され、とにもかくとも現在までの段階に發展して来たのであります。そういう歴史的な特殊事情を持つておる。従いましてこれはアメリカの鉄鋼産業、あるいはベルギーやイギ

二

リスなどの鉄鋼産業とは違つておるの
でありませう。そういう事情を考慮する
ことが、われわれにとりましては決定
的に重要な意味を持つのであります。

しかるに現在の政府のとつておる鉄鋼
産業に対する政策というものは、この
基本線からはずるかにそれつのであるの
である。たとえば委員会の答弁によりま
しても、開港炭のような非常に安い超
粘結炭を輸入することは、これを抑え
る。答弁によりまして、それは質が落ち
るといふことを言われたのであります
けれども、私たちが調査したところ
であります、必ずしもそうではないの
でありまして、一トン十一ドルで入る
ような安い開港炭を押えて、それより
も五割も八割も高いような外国の石炭
をなぜわざわざ入れねばならないの
か。この点におきましても私たちが非
常に理解ができない。あるいはまた鉄
鉱石においても同様であります。鉄鉱
石の輸入などにおいても、これは近い
中国には非常に安い鉄鉱石があるので
ありまして、そういう意味から申しま
しても中日貿易ができるだけ早く成就
するよう持つて行き、そうしてそう
いう原鉱を入れるという方針に持つて
行くのが政府の政策であるにもかかわ
らず、そういう努力が十分なされてい
るといふことは言えないのでありま
す。また、第二番目におきましては、
第六国会におきまして日鉄法の一部を
改正するということになりまして、政
府手持の株を全部民間に放出するとい
う形をとり、先ほど申しました日本の
自主的なそういう歴史的な性格を持つ
ている鉄鋼産業というものをそういう
形に野放しにする、同時にそれは外国
資本がどん／＼日本の鉄鋼産業に入つ

て来る道を開いたのであるといふこと
を私たちは主張し、警告を發したので
あります。今やこの日鉄法が廢止さ
れるといふことになりまして、名実と
もに外国の資本家が日本の鉄鋼産業の
株式を自由自在に持つていいといふこ
とになつて来たのであります。あるいは外資
の導入にいたしまして、また技術の
導入にいたしまして、あるいはまた
らかに自主性のないものついた形
で、これがなされて来つたものであり
危険が明らかに出ているのでありま
す。こういう点から申しまして、私
たちは日本の正常なる鉄鋼産業の發展
から申しまして、政府の政策が非常
に間違つていていふことを断言せざ
るを得ないのである。結局いふ／＼質
問いたしますと、この鉄鋼産業の合理
化によつて日本の鉄鋼産業を發展させ
る。一体どこにコストを下げるといふ
ような問題におきましても、一番はつき
り言えることは労働者の首を切る、あ
るいはまた労働賃金を安くする、労働
強化をやるといふようなことが端的に
現在なされつたつある、これが合理化の
実情であり、実際に政府が説明
されましたような形におきましては合
理化といふものは現実上の問題からし
て大して進んでおられない、行き悩んで
いるといふことがはつきり言えるので
あります。そのことが非常に日本の鉄鋼産
業が製品のコスト高となつて現われて
いる。昨日の答弁によりまして、日本
の鉄鋼産業といふものは十分一本立で
きる、ベルギーあるいはドイツその他
外国のあらゆる鉄鋼産業と太刀打でき
るような状態にもう三年もすればなる
ように確信するといふ御答弁がありま

したけれども、それは何らの具体的な
根拠はないのでありまして、事實は日
本の鉄鋼産業はごく最近まで頭打ちに
なつておつて、四苦八苦の状態になつ
ておつたのであります。日鉄法の一部
改正法にありましてその提案理由とい
うことも、政府がそういう株式を
たくさん持つていていふことは非常
に財政的に困難するといふことが理由
になつておつたのであります。それを十
分育成し助長するといふ線からではな
くして、もてあましておつたといふよ
うな形が出ておつたのでありまして、
いわゆる鉄鋼政策に対する政府の方策
といふものはまづたく失敗して
ところが、朝鮮事業といふものが勃発
いたしました。そうしてこれによりま
して政府はほつと息をついたような形
になつていふのであります。すなわち
基本的なそういう政策が終始一貫なさ
れたがために、鉄鋼産業が發展しつ
つあるといふのではなくして、そういう
朝鮮事業の勃発といふようなことを契
機にして、それに便乗して鉄鋼産業が
息を吹き返さんとしつたつある。またこ
れをさせようとしておるといふように
も言えるのでありまして、これは明ら
かに先ほど申しました日本の鉄鋼産業
の基本政策、これに反するものであ
り、またはなほ危険なものであるとい
わざるを得ないのであります。昨日
の答弁によりまして、首相は今度の
朝鮮事業に対して、この連合国の
協力する。それは精神的な形であるとい
ふことを言われまして、昨日も首藤次官
の說明によりまして、そういう特需に対
しましては、鉄鋼産業がどん／＼応じ

て行くような緊急措置をとるといふの
が現在の手であるといふことをはつき
り答弁されたのでありまして、あくま
で平和産業で行かなければならないこ
の鉄鋼産業といふものが、今や戦時経
済態勢へはつきり切りかえられたとい
うことが言えるのであります。すなわ
ち戦争をやめねばならぬ、戦争反対
という立場を強調しなければならぬに
もかわらず、むしろ實際的に経済面
からこれに具体的な裏づけとして、ど
んどん参加して行くことが打たれ
つたつあるといふことが言えるのであ
りまして、これは、私たちがはなはだ危
険であると言わなければならぬので
あります。

以上から申しまして、すなわち
日本の鉄鋼産業の自主性といふ問題、
あるいはまた平和産業の育成發展とい
う、その基本的な面から申しまして、
政府のこの施策、また日鉄を廢止する
といふこの行き方そのものが、こうい
う重要な政策に対する反対の方向を
とりつたつあるといふことがはつきり言
えるのであります。また従業員の退職
金の問題であります、こういう手を
打つことは当然でありますけれども、
その金額はきわめて微々たるものであ
り、またそういう問題がこういう形を
とること自体が政府の政策として
こういう方向へ持つて行つた結果であ
り、事実この鉄鋼産業の日鉄、八幡な
どの労働者の退職金なるものは、二十
五箇年間からだを骨にして働いて、そ
の得る退職金といふものが現行ではわ
ずかに十一万五千円余りでありませ
う。二十五年間働いて十一万五千円、この
インフレの時代に、二十五年間働いま
して十一万五千円余りもらつてい

これで生活ができるかどうか。これが
その多年の労働に対する報酬と言ふこ
とができましようか。少くとも現在日
鉄の労働者諸君は、三十万円から三十
六万円見当二十五箇年間の勤務に対
しまして要求されおられますけれども、
私はこれすら少きに失するのではない
かと思ふ次第であります、そういう
あらゆる面から申しまして、日本共産
党はこの案に対して徹底的に反対
する次第であります。

○小金委員 次は小平忠君。
○小平(忠)委員 本法案に対しまする
農民協同党の態度は、基本的には反対
ではあります、本会社が昭和二十三
年二月八日、すでに過度経済力集中排
除法によりまして、鉄鋼部門が分割の
指令を受け、すでに本年三月末をもつ
て廢止の段階になつておられます現段階
におきましては、警告つきをもつて本
案に賛成をいたしたいのであります。
簡単にその理由を申し上げます、基
本的には、日本の鉄鋼資源といふもの
は御承知のように絶対量不足であり
ます。特に戦前、戦時中、戦後を通じ
まして、強力なる統制下に、製鉄事業
といふものに対して日本の産業復興のた
めに各関係方面においてあらゆる努力
をなして来たことは周知の事実であり
ます。特に私は鉄鋼部門のごとき一つ
の日本の基本産業と申しますか、そう
いふ重要な面におきましては、強力
なる国家の助成、もつと簡単な言葉で
申し上げますならば、国自体が責任を
もつて、いわゆる官營の企業をもつて
やらねばならぬといふ考え方が結論的
に生れるわけでありませう。しかし私は
現段階において大きな反省してみる点
があるのではないかと申しま

すのは、戦時中、戦後を通じて、
実は官僚の都合のよい統制、簡単な言
葉で言いますと、官僚統制の官僚統
制に對しては、中小企業なりあるい
は農山漁村の眞の近代化、復興のため
に、われわれは政府当局に對していろ
う意見を具申し参りました。しか
しそのことが遅々として進まないこと
は、これまた事実であります。そのよ
うな今までの誤れる官僚統制を、こ
に思い切つて是正するという観点を考
えてみますならば、ここにこの行き
方を民間企業に移して、その自由競争
の中に、よりよき生産、よりよき配給
に、一旦そういう機構を持つて行くこ
う、そういう切りかえの対策を必ず
しも悪くない、かように考えるのであ
ります。そこで私が最初警告つきと申
上げましたのは、今日日本の置かれ
ておりますところの立場、あるいは國
際的事情、そういつたようなことを結
合いたしまして、日本は今どういふ点
に重点を置かなければならぬかとい
う、すなわち食糧の増産を期し、さら
に工業を復興し、さらに日本の天然資
源を可及的すみやかに増産して、日本
を眞に自給自足の態勢に持つて行く
という観点、さらに第七国会におきま
して、日本にただ一つ残された北海道の
開発、これにつきまして御承知の上
に北海道開発法が通過し、現に北海
道開発庁が設置された、この甚大な北
海道の開発をする場合におきましても
鉄鉱資源のこの面において持つ役割と
いうものは非常に大きな部門を担當す
るわけでありませぬ。その場合に、た
ま民間企業に移されたこの会社が、
ややもすれば独占企業家によつて、こ
れが自由に支配されるということにな

る場合においては、おそらくまた中小
企業あるいは農山漁村の眞に欲する日
本再建の方向に一大支障を来すのでは
ないかという観点から、私はここで民
間企業に切りかえて新発足する場合に
おいてもやはりあくまでも現実に即応
するところの配給統制、さらに価格統
制といふものを常に考へて行かなけれ
ばならぬ。特に現在配給部門において
は、ある程度の統制が解除され、価格
の面においては、まだ公定価格といふ
ものが維持されている。しかし私は今
後において、この配給面、あるいは価
格の面において、政府が民間企業に移
されたこの会社の運営においても、従
来のような官僚統制の行き方をここ
に根本的に是正をして、眞に中小企業
あるいは農山漁村の開発、振興のため
に役立つような、この会社の発展をこ
ねがひ、本案に對し警告を發しまし
て、賛成をするものであります。

○小委委員長 以上をもちまして討論
は終局いたしました。引続き採決いた
します。本案に御賛成の諸君の起立を
求めます。
〔賛成者起立〕

○小委委員長 起立多数。よつて本案
は可決いたしました。
この際本案の委員会報告書の作成の
件についてお諮りいたします。これは
先例によりまして委員長に御一任を願
うまいかと存じますが、これに御異議あ
りませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小委委員長 御異議なしと認めま
す。委員長に御一任いただいたものと
決しました。
横尾通商産業大臣より発言を求めら
れましたからこれを許します。横尾通

商産業大臣。
○横尾通商産業大臣 日本製鉄禁止法案の
提案をいたしましたところ、暑い折
柄にかかわらず御熱心に数日御討議
いただきました本日可決をしていただき
ましたことに對して厚く御礼を申し上
げます。

○小委委員長 次に特別鉱害復旧臨時
措置法の施行に關する件を議題として
調査を進めます。まず政府当局から本
法の施行状況について御説明を願いま
す。
○中島政府委員 特別鉱害復旧臨時措
置法のその後の施行状況について御説
明申し上げます。
この法律は前国会において成立いた
しまして、去る五月の十二日に施行に
なつております。これに基きまして特
別鉱害復旧公社の設立手続を進めまし
て、五月二十九日に登記は完了いた
してあります。なお法律の施行と同時に
に關係官がそれ、現地に参りました
て、法律の内容の説明と趣旨徹底をは
かりまして、できるだけすみやかに申
請書の提出の手続をするように話を進
めております。ところがこの復旧公社
の運用であります。これに關連する
國庫補助金一千万円、これも前国会の
予算で認められておりますが、この復
旧公社自体が、公団等の予算及び決算
の暫定措置に關する法律という法律、
これも前国会において成立してござい
ますが、この法律の適用を受けるとい
う解釈をとられまして、そのために復
旧公社の事業予算そのものを別個にまた
国会に提出して承認を受けなければ事
業ができませんというふうになりました
た。従つて公社は設立いたしましたけ

れども、現実にこの事業予算の支出が
できない、従つて人員の補充等もでき
ないというふうになつてございま
す。これに對しましては、私どもの見解
といたしましては、これは復旧公社と
いう名称から申しまして、またこの
公団等云々の法律の適用を受けるもの
は別表に書かれてあるというふうな關
係からいたしまして、この法律の適
用を受けないのだ、従つて一千万円の
予算はすでに使えるのだという見解を
とつておりましたが、この点がどうし
ても關係方面との折衝が通りません
ので、やむを得ず本国会に、今の公団等
の法律の適用を受けるといふ意味の修
正案と、それから復旧公社の予算案を
提出いたしました。国会の承認を経て、
できるだけすみやかにこの事業を開始
したいというふうな考へておりました
が、この点に關しましては、法案ある
いは予算の提出というようなことが非
常に困難になりまして、これもやむを
得ず今のところ見送つておられるとい
う状況でございます。しかしながらこれ
はどうしてもすみやかに動くようにしな
ければいけませんので、次の臨時国会
には冒頭に提出できるように準備いた
したいと考へております。

それから公社自体の活動は、今のよ
うな状況でほとんどストップしてござ
います。この法律に基き特別賠償の申
請が五月十二日から九十日以内に政
府に提出することになつてございま
す。現在約百件ほど参つております。
その中で鉱業者から出ておりますもの
が五十件、被害者から出ております
ものが五十四件であるのでございま
す。それだけのものが提出されてござ
います。そしてまだ大手炭鉱等で、当然

予想されるものが大分残つておるとい
う状況であります。これはいづれにい
たしましては九十日の期間でありまし
て、八月九日が最終でありますので、
それまでには全部出そろふわけでは
ありませんが、その上で逐次その審査をして
認定しなければならぬのであります。
認定いたしました後に、今度は實際の
公社の事業が始まるわけでありませぬ。
つまり認定によつてこの復旧公社に参
加するものは、状況によつて十四ない
し二十円という例の法律の負担金を納
付することになるのであります。従
いまして、公社の實際の活動も現在の
ところ何らできないような状況でありま
すけれども、まだこの八月、九月の初
めくらいまでは實際的の害はないと考
へておられます。それから現在申請を
控へております炭鉱の意向といたしま
しては、この法律自体にいろいろ問題
がございまして、今後の法律の取扱
いにかんづいては申請を出さうとい
うような氣構えもございまして、そうい
う点で迷つておられるのであります。
そういう關係からいたしまして

も、本国会に法律の修正案を出しまし
て、最後のな見直しをはつきりつけ
たいと考へておりますが、これに對する
問題といたしましては簡単に申しま
すと、現在の法律で予定されております
収入の総額が、國家の公共事業費等の
補助金を加へましても、現在一億五千
億と予定されております被害総額を
復旧するのに不足しておるといふよう
なところから、いろいろ考へて出
来るわけでありまして、この点をどう
いうふうにするかということが、今後
次の国会に修正案を出すときまでに十
分検討してきめなければならぬ問題で

あります。この点は、この法案自体が、最初の政府原案とかわりまして、国会で修正された関係もありますので、なか／＼いろいろのむずかしい問題もありまして、当委員会の御協力によりまして、また修正案等も十分考えたいというふうに考えております。

○小金委員長 これにて一府当局の説明は終わりました。これについていろいろ御質疑または御意見等もあることと存じますが、この際懇談会の形で進めたいと思えます。

明二十日は午後一時からさらに調査を続行いたします。地方財政委員会、大蔵省、文部省、厚生省、農林省、建設省及び経済安定本部等、各省所管の問題につきましても検討を加えることといたしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

〔参照〕

日本製鉄株式会社法 廃止法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年八月四日印刷

昭和二十五年八月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所